

## 総務文教委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 3月12日 開会 9時57分 閉会 11時45分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

西田久志 大鳴二郎 西村慎次郎 三宅文雄  
藤原浩司 宮地俊則 森下金三

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 副議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
総務部次長	川田純士	会計管理者	笹井洋
監査委員事務局長	小出堅治	秘書広報課長	妹尾光朗
企画課長	山下浩道	定住促進課長	唐木英規
財政課長	渡邊聡司	税務課長	佐藤和也
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	金高常泰
総務部検査参事	井上和志	消防団参事	長川行雄
財政課長補佐	久安伸明	総務課長補佐	藤原雅彦
教育長	片山正樹	教育次長	山田正人
学校教育課長	川上吉弘	生涯学習課長	田辺晶則
生涯学習課参事	綾仁一哉	文化課長	武田吉弘
スポーツ課長	宮良人	図書館長	山本高史
学校給食センター所長	土井義宏	市立高校事務長	三村信介
庶務課長補佐	飛田圭三		

(3) 事務局職員

事務局長 三宅道雄 事務局次長 岡田光雄  
主任 藤井隆史

6. 傍聴者

- (1) 議員 河合謙治、坊野公治、簗戸利昭、佐藤 豊、井口 勇、藤原清和、  
森本典夫  
(2) 一般 0名  
(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（西田久志君） 皆さんおはようございます。

皆さんおそろいでございますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

「春はあけぼの、やうやう白くなりゆく山際、少しあかりて、紫だちたる雲の細くたなびきたる」と、実にけさの明け方の光景が枕草子の一節のような感じでありました。日に日にいい季節を迎えているなというふうにも実感しているところであります。

さて、本日は総務文教委員会を開催いただきまして、皆様方には何かとご多忙の中、お集まりをいただきました。ありがとうございます。この委員会に付託されております事案であります。条例が12件、事件案件が2件ということであります。皆様方には慎重に審議をいただきながら適切なお決定を賜りたいというふうにも思っておるところであります。

なお、お手元に配付をさせていただいております定例会の報告事項の資料がございます。後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。本日は、どうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第18号 井原市事務分掌条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第19号 井原市情報公開条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第20号 井原市行政手続条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第22号 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

**委員（森下金三君）** 地域創生戦略顧問ということで、月8万円ということでございますが、この地域創生戦略顧問というのは仕事の内容というのは主にどのような仕事、建設経済部のほうへこの地域創生推進を置くんだから、その関係になるかもしれないんですけど、ここへ出とるんでお聞きします。仕事内容と、それと主にこれから顧問を選ぶわけでしょうが、議決されたら、例えばどのような人を人選するのか。

それと、この顧問は1年契約でいくのか、例えば3年とか5年とか区切っていくのか、ほいで週に何日出勤する、決められた日数、それがあれば教えてください。

**定住促進課長（唐木英規君）** それでは、森下委員さんの質問にお答えいたします。

まず、地域創生戦略顧問についてでございますが、この顧問につきましては国の人材派遣支援制度の活用による配置を考えております。国の制度といたしまして、地方に国の職員であるとか、民間のシンクタンク、大学教員等の有識者を派遣して地方創生に係る支援をしていくというものでございますが、本市におきましてはこの制度について国に応募しまして、今国のほうで調整していただいとるところでございます。

なお、職務の内容でございますが、内容につきましては顧問ということで4月から元氣いばら創生戦略本部を立ち上げる予定にいたしておりますが、その本部長である市長に対して、直接有識者としての専門的見地からご意見をいただいたり、各戦略本部における会議でいろんなご意見、ご提言を賜ったりするようなところを考えております。なお、勤務の体制につきましてはそれぞれの会議において出席をいただきまして、それぞれ専門的見地からご意見、ご提言をいただくとともに、随時総合戦略の策定でございますとか、地域創生に係る施策についてご提言を賜るようにはいたしております。勤務内容につきましてはおおむね月1回程度で、その他随時必要に応じて、市長の求めに応じてご提言をいただいたりするようなところを考えております。

あと、申しわけございません。任期でございますが、今のところ任期については2年ということで国のほうに派遣の要望をさせていただいているところでございます。

委員（森下金三君） わかりました。それで、国に対して要望というか、特に井原市にはこういう課題があるから、こういうものを主に専門的にやってもらうような人を国に対して要望するわけですが、井原市としてはどういう人を考えておられますか。例えば経済に明るい人とか、観光に明るい人とか、いろいろ専門分野、どういう専門を特にお願いをしたいというふうに考えておられるんですか。

定住促進課長（唐木英規君） 本市におきましては、この人材派遣制度と申しますのが人口減少対策でございますとか、地方創生に係る派遣制度ということでございまして、本市の実情を見ますと若い人の流出が激しいということがございまして、その根源は何かというところがございすけども、進学等に伴う転出等が多く見受けられます。そういった中で、進学した人間が地元へ帰ってきて、働く場所というのが非常に大切な、重要な課題かというふうに認識をしております。そういった面で産業振興、地場産業はもとより、今後井原市がどういう産業に対して方向性を持って進めていくのかというところに重点を置いた施策の展開を図りたいと考えておりますので、そういった面に強い有識者等の派遣を要請をいたしているところでございます。

委員（森下金三君） よろしいです、わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第24号 井原市吏員退職金条例を廃止する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第25号 井原市特別会計条例の一部を改正する条例について〉

委員（森下金三君） 本会議で説明されたというんですが、ちょっとよく頭にのみ込めてないんでもう一度、この会計を廃止する、これさくら団地のことだろうと思うんですが、ちょっともう一回説明を詳しくお願いします。

財政課長（渡邊聡司君） この芳井住宅団地開発事業特別会計につきましては、平成10年度から会計を設けて運用しております。こちらはさくら団地を造成するというので、用地取得あるいはその造成工事と分譲地の販売等を行ってまいりました。計画しておりました住宅の団地造成が平成26年度で終了するということからこの会計を閉鎖するものでございます。なお、今現在11区画が分譲地として残っておりますが、これの分譲につきましては一般会計のほうで対応してまいりたいというふうに考えております。

委員（森下金三君） わかりました。それで、この中にある未収入、未支出の整理ということがありますが、今わかればその未収入がどのぐらいあって、未支出というのがどのぐらいあるのかわかれば教えてください。

財政課長（渡邊聡司君） 今現在、未収入と未払いというものはございません。平成26年度末でもって会計を閉鎖するわけでございますが、ここで約1億500万円程度の繰越金といいますか、残額が生じます。これにつきましては全額を一般会計のほうへ繰り入れていくという処理をとっていくことにいたしております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第26号 井原市税条例の一部を改正する条例について〉

委員（大鳴二郎君） 本会議では本年度の実績109万円ぐらい出しとるという答弁でありましたが、これには違わんと思うんですけど違うら言ってください。それで、25、24年度の実績がわかればちょっと教えてください。

税務課長（佐藤和也君） 前納報奨金の実績でございますが、25年度は1,082万円余り、24年度は2,250万円余りでございます。なお、25年度から前納報奨金の交付率の上限を見直しております関係から、25年度から交付額が減少しております。26年度の前納報奨金の交付額は1,109万円余りでございます。

委員（大鳴二郎君） 24年度から比べれば徐々に落ちてくるような可能性があるんですけど、だんだんこういう前納報奨金という、この制度を活用するのが減ってくるからもうやめるといふご理解でよろしいんでしょうか。

税務課長（佐藤和也君） 前納報奨金の活用されております割合は、26年度で申しますと調定件数の56%余りを占めております。そうしたことで、活用されておる方は多いわけですけれども、この前納報奨金制度が利用できる方は一括納付ができる資力のある人に限られるといったこともございまして、また行政改革審議会での答申も踏まえまして、このたび廃止としたものでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第27号 井原市納税貯蓄組合条例を廃止する条例について〉

**委員（大鳴二郎君）** 本会議で現在幾ら組合があるかということで、121あると言われておりましたけれども、詳しく井原が幾ら、芳井が幾ら、美星が幾らの組合があるかを教えてください。

**税務課長（佐藤和也君）** 井原地区が21組合、芳井地区が12組合、美星地区が88組合でございます。

**委員（大鳴二郎君）** ありがとうございます。これでまだ121あるということでありましてけれども、この納税組合、僕これを納税組合と言うんですけれども、その中で毎月集まってしとるわけでありましてけれども、その目的が国民の義務である税を納めるということで行ってるわけでありまして、そういう意味でもこれを廃止するということに関してはどういう見解を持っておられるんですかね。

**税務課長（佐藤和也君）** 納税貯蓄組合につきましては、納税意識の高揚、それから納期限の厳守といったことに貢献をされてきておることは認識しておるところでございますが、一方で個々の組合員の方の税額がわかってしまうことや、また個人の収入や財産等が推測されることなど個人情報保護の観点から課題があると考えておまして、行政改革審議会での補助金の廃止の答申もございました。そうしたことも踏まえまして、総合的に判断しまして、このたび組合制度の廃止を決定したものでございます。

**委員（大鳴二郎君）** 今、納税の意味を言われたんですけれども、全くそのとおりでありますけれども、個人情報もろもろ言われたんですけれども、ある程度この納税組合をするおかげで、毎月その税金を納めた後、連絡事項、例えば不審者がおるとか、それから農機具を悪いことするんがおるとか、ごみの出し方が悪いなど、もろもろが自治会長よりいろいろ説明などあるんですけど、お知らせくんでは言われんことがその納税組合の後の話があるんですけど、そういうことをするのがコミュニケーションを図るという意味でも非常に重要であると思うんですけれども、もう廃止だから多分なるんじゃないかなと思いますけどね、こういうことがなくなるということになればもう口座振替にするということだと思うんですけど、そうならばこの納税組合の集会という意味が多分なくなると思うんです。となれば、コミュニケーションがだんだん廃るという意味でも、私は逆行するんじゃないかという意味もあるわけでありまして、そのあたりはどう思われますか。

**総務部長（長野 隆君）** 今回、納税貯蓄組合制度の廃止について提案をさせていただいたわけですが、地域でのコミュニティーの場というか、集まっていたいて情報

交換されるという場は大変重要な場というふうに考えております。ただ、今回の納税貯蓄組合の廃止と直接は、また別個の問題ではないかというふうに思っております、ぜひ地域でのそういった集会、コミュニティー、こういった場は継続していただきたいというふうにも考えております。

**委員（大鳴二郎君）**　　そう言われるんじゃないかなと思うんですけど、多分そういうことを言うんだったら僕が言うように、集金上、集まりをするから行かれるんですから、それがなくなるということはそういう場が、そうせんでもええということになる。多分僕らのほうの、美星の奥ですけど、そういう方が別に何も話がない、集金をせんでもええんじゃないから、口座振替するんだったら別に常会なりせんでもええということに多分私はなると思うんです。月に1遍集まってきょうたんですからね、毎月、ずっと。多分それがなくなるということと、納税組合をしようたときの徴収率と口座振替をした場合の徴収率をした場合、私は組合の集まりでしようたほうが税金の集まる率は高いんじゃないかなと思われませんが、そのあたりはどうですか。

**税務課長（佐藤和也君）**　　組合の廃止によりまして個別に納付していただくこととなるわけでございますけども、今現在年金や給与といったものが口座振り込みで入っておることが広く定着しております。こうした現状から納付がより確実な口座振替によりまして納付いただくようお願いをしまいたいというふうに考えております。

**委員（大鳴二郎君）**　　年金なんかもそうですけれども、もしもそうなった場合には、私は対応がふえた場合は職員さんにまた負担がかかるということになるんで、そういうことも含めて私はこの納税組合廃止に関してはちょっと考えさせていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

**委員（三宅文雄君）**　　組合に理解をこれから得ていかにゃいけんと思うんですけども、どういった方法で、28年4月1日からの施行ということになっただけですけども、今後の取り組みについてお伺いいたします。

**税務課長（佐藤和也君）**　　今後、各納税組合に対しまして制度の廃止に関しますお知らせ文書を送付いたしますほか、市広報や市のホームページ等を通じまして周知してまいりたいと思っております。また、組合の多い美星地区では美星支所などにPRのポスター等も掲示していきたいというふうに考えております。

〈なし〉

〈討論〉

**委員（大鳴二郎君）** 私は先ほどご意見言ったように、この井原市納税貯蓄組合条例を廃止する条例については反対の立場で討論いたします。

なぜかといいますと、今さっきも言ったようにコミュニケーションがなくなってしまうと。今この説明をするということでありませうけれども、決まってから説明するという、そういう気持ちがどうも私には納得いかない。ということで、この条例については反対の立場であります。

**委員（森下金三君）** 私はこの条例について賛成の立場での討論をいたします。

先ほど総務部長が申したのが私は理解できます。実はこの納税組合のそもそもの発端というのは私もよくわかりませんが、以前収入とかそういうもんが非常に少ない、しかしながら地域で集めるとなれば、どうにかもうかき集めて出さなきゃいかんと、言やあ払えんということじゃいかんというような意味で、無理しながらでもそういう意味合いでやっていったという経緯があって納税組合ができたんじゃないかと思います。しかしながら、今言ったように個人情報、そういう形で全ての情報が漏れるわけです。それを個人情報の立場からこういうふうな口座振替にやっていくということでございます。

旧芳井町におきましても納税組合がかなりありましたけども、そういう年寄りが集めて、大金を持っていく、それにも非常に不便があって、なくしてもいけないというような意味で口座振替にしたわけで、へえで岡山県にとってもこの制度をしとるとするのは井原市だけとかというふうに本会議で聞いたように思うんですが、そういった意味では口座振替が適当であるというふうに思いますので、この条例には賛成をいたします。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第36号 井原市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第37号 井原市奨学資金貸付条例について〉

委員（西村慎次郎君） まず、第5条で貸付額について規定されてるんですが、高校生は1万円、大学生は4万円ということなんですけど、金額についてはどういう基準でこの金額になってるんでしょうか。

教育次長（山田正人君） 1万円と4万円の基準であります。平成24年度から現在の1万円と4万円にしております。それに以前は1万円と2万円でありました。大学の場合には2万円から4万円にアップしたということでもあります。その根拠であります。県内他市にもこういう制度を設けているところがございます。そのあたりの状況も調査し、4万円に引き上げたという経緯がございます。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。第4条へ定員は5名ずつということなんですけど、過去3年の実績と5名を超えた場合はどういうふうにして5名に絞り込まれるんでしょうか。

教育次長（山田正人君） 過去の状況であります。平成24年度に大学生が3件、平成25年度に2件ありました。短大と4年の大学1名ずつ。それから、今年度26年度は3件、これは大学生でありました。それから、この5名を超えた場合であります。この決定につきましては教育委員会に諮って決定いただいております。毎年4月の「広報いばら」で募集をいたしまして6月の教育委員会に諮って決定しております。その5人以上、6人、7人の応募があれば、教育委員会の中で世帯の所得状況等を見ながら決定しております。

高校生はおられません。過去3年にはおられません。

委員（西村慎次郎君） 過去の実績見ると5名以下ということなんですけども、そうすると応募された方は全員無条件に奨学金を受けれるという理解でいいですか。

教育次長（山田正人君） 5名以内であれば無条件に貸し付けをするというものではございません。その世帯の所得、それから学校の成績あたりの基準がございます。これをクリアした人に貸し付けをするということです。

委員（西村慎次郎君） わかりました。あと、第9条の返還の特例ということなんですけど、読んでももう少し理解が深まらないんですが、ちょっと詳しく説明いただいてもよろしいですか。

**教育次長（山田正人君）** 第9条、返還の特例の内容であります。例えば大学4年生の学生に貸し付けた場合、4年間ですね、返還はその3倍の12年間、卒業されて1年間は猶予期間があります。ですから、卒業されて2年目から12年間で返還いただきます。その間、井原市内に住所を有してる場合に、するという申し出があった場合にはその2分の1を猶予いたします。確かにその12年間、卒業して13年間ですけど井原市におられたということであれば、その2分の1を免除するということです。ですから、大学を卒業されて13年間井原市に住所を有しておられれば貸付金額の2分の1の返還で済むということになります。

**委員（西村慎次郎君）** わかりました。

**委員長（西田久志君）** 委員外議員の森本議員より発言の申し出がありました。委員の皆様いかがいたしましょう。

#### 〈異議なし〉

**委員長（西田久志君）** 賛成多数でございますので発言を許可いたします。

**委員外議員（森本典夫君）** 第1条で、この条例は経済的事情により就学困難な学生の学習または就学上必要な資金というのを貸し付けるということになってますが、この経済的事情によりというのは判断するのは何が基準になりますか。

**教育次長（山田正人君）** この基準であります。日本学生支援機構が貸し付けを行っております。日本学生支援機構、こちらのほうの世帯所得の目安がございます。例えば給与所得の世帯で3人世帯であります。年間所得が716万円という基準がございます。これを井原市のこの奨学資金にも適用しております。

**委員外議員（森本典夫君）** 3人世帯で年間の収入が716万円以下ということだと思いますが、それ以外にこの経済的事情というのは全く漠としとんですが、何を判断して、これが基準だというふうに言われるんですけども、ちょっとこれじゃ何もわからないという感じがするんですけどどうでしょうか。時には非課税世帯とかいろいろありますが、その何やかんやの条例を適用する場合に、それが今言われたような3人世帯で年間716万円以下ということになりますと、例えば4人世帯じゃったら何ぼになるんかというようなことがありますから、そういう意味では何かはっきりした基準があるのかどうなのかということをお尋ねしてますんで、そこらあたりを明快にお答えください。

**教育次長（山田正人君）** 先ほども申し上げましたが、日本学生支援機構の基準でもって判断しております。先ほど3人世帯で716万円と申し上げました。日本学生支援機構で

は4人世帯では801万円、5人世帯では917万円というふうな設定をしておられまして、これに準じて判断しております。

**委員外議員（森本典夫君）** 例が何ほか出ましたんでわかりましたけども、3人世帯は716万円だけしか言われましたんで、ちょっとほかのことはどうなんかなということですが、言われた国の制度にのっとってそれに準じて判断をするということでもいいんですか。

**教育次長（山田正人君）** はい、そうであります。

**委員外議員（森本典夫君）** ありがとうございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第38号 倉敷市及び井原市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について〉

**委員（森下金三君）** 済みません、ちょっと聞いてみますが、この連携協約の第5条の2項に、前条に規定する取り組みを甲及び乙が処理するために要する費用及び費用分担については甲及び乙が協議してビジョンに定めるというふうになっておりますが、これ資料ちょっともらっとるのを見れば200万円というふうに事業費がなって、関係市町と協議し決定するというところでございますが、この井原市と倉敷市が協約を締結するわけですが、井原市の費用分担というのはどういう割合で費用分担、金額でいえば大体どのくらいぐらいを目安に考えればいいんですかね。

**企画課長（山下浩道君）** 特別交付税で歳入の措置があるのは1,500万円が上限ということでございますが、協議して進めていく中で井原市が負担する費用は歳出予算へ盛り込んでまいりますので、目安といったものはないといえませんが、歳入である特別交付税も当然にらみながら歳出も組んでいくということにはなってくると思います。

**委員長（西田久志君）** 企画課長、200万円、井原市の費用分担を聞かれとると思うんですが。

**委員（森下金三君）** 済みません、この計画には200万というふうになつとるわけですが、これが31年度まで続いて結構大きい1,000万円という金額になつとるわけです。それで、これは井原市だけじゃない、まだほかの高梁とかいろんな市町村を含んだらわけですわ。全体でこれ200万円ということなのか、これ井原市だけがこの200万円ということなのか。それと、費用を分担するのに、例えばこの200万円が井原市と倉敷の費用分担ならば井原市は人口割でいくのか、面積割でいくのか、議決したその後、おい、このくれえお金もぼっけえかかるんじゃねんかということが起きても困るし、大体の予算というものほどのくらいぐらいかかる、これなら締結してもええじゃろうという議員が判断する、こがあな莫大かかってメリットがなかったらやめたらええんじゃねんかということも出るんじゃないかなと思うんで、その費用が大体どのくらいかかるのかという目安がわからんということじゃったら、議決するにもそんなん果たしてどのくらいかかるかわからん、協議せにゃあわからんのでしょうけど、ざっとのここへは金額出とるんでどういう分担割合でいくのかという。

**企画課長（山下浩道君）** まず、200万円ということですが、例えばビジョンで言う63ページに高梁川流域婚活推進事業ということで平成27年度が200万円とかありまして、5年間で合計1,000万円とございますが、そういった事例での費用負担でございましょうか。

**委員（森下金三君）** そうです。ほいで、協議して決めていくわけでしょう。そしたら、井原市は大体どのくらいを負担していくのかという金額、要するに井原市の持ち出しです。それが大体どのくらい、その持ち出しをするための基準は人口割でいくんか、例えば面積割でいくんか、例えば年齢別で高齢化率が高いけえ多いとか少ないとか、そういう基準というものはどうなのかということをお聞きしておるんです。ちょっと言うのがわからんかな。

**企画課長（山下浩道君）** まず、ビジョンの中に記載してあります事業費につきましては、例えばこの高梁川流域ですと、現時点では倉敷市の事業費のみが掲載されております。今後協議していく中で倉敷市、あるいは周辺市町との費用負担の割合というものを協議していくようになると思いますが、中枢拠点都市に対しまして普通交付税ということで2億円を目安として2億円プラスアルファのものが措置されるということで、周辺市町に対しましてはそれに不足するものについて、やはり森下委員がおっしゃられたような人口比率、人口案分によって負担するというのが一番順当な協議の方法だと考えております。

**委員（森下金三君）** ちょっとようわからんのんじゃけど、協議していくのは人口割というのはわかったんですが、要は井原市はざっとどのくらい、これを締結した後費用がかかるのかと、へえでこれ下を見ると、この契約が不利な場合は地方自治法第252条の2項、4

項により、議決を得て廃止することができるというように書いてあるんですが、この地方自治法を読んでも僕はよう理解できんのかなじゃけど、要はどのくらい今後1年間当たり契約結んだ後井原市が負担していくか、その金額が、確実な金額は別ですよ、ざっと大体50万円かかるのか100万円かかるのかという目安はわかるんですかという、わからなかったらもうわからんじゃあねえわけで、わからんままにそんなら我々は議決するか反対するかわからんんですが、そういう形になるということを知りたいんですわ。

**総務部長（長野 隆君）** 個別に各市町村がどういった事業に取り組んでいくかというのはこれからの各市町村の協議になると思います。ですから、今現在で井原市がどういった事業に取り組むかというのは決まっておられません。事業費のお話が出ましたが、新たにこういった事業に取り組むということになりましたら、当然井原市のほうでも補正予算に計上して議会でご審議をいただいて決定するという運びになります。したがって、今現在でどの事業に取り組むか、また事業費が幾らになるかというのは今現在ではわかっていないというのが今の状況でございます。

**委員（森下金三君）** ということは、ようここへ契約するのかなじゃけど、どういう事業に取り組むかというのはわからんけど契約は締結した後でそんなら考えていきましょと、へえでお金ももちろんそういうことで、事業はどれをするか、どれに取り組んでいくかというのはいろいろあるんじやが、わからんけどがとりあえず締結してやっていきましょというふうに理解すりゃええんですか。

**総務部長（長野 隆君）** まず、連携協約を締結して、締結した市町村の中でこういった事業に取り組むと、一応倉敷市さんがこういったメニューを考えておられます。こういった事業につきましても、関係の市町が集まってこういった事業に取り組んだというのは協議があったわけでございますが、具体的に個別の事業をどれに参加して、どれを実施していくかということについてはこれからの協議になるというものでございます。

**委員（森下金三君）** ちょっとよう、これからということしかわからんということなんですわ。事業費もいろいろ裏へも書いてあるのかなじゃけど。

**委員（藤原浩司君）** 今の森下委員とちょっと似とるかもわからないんですけど、私なりにお聞きするんですが、井原市としては今総務部長が言われたように、まだこれからじゃ、何も考えてないというふうに言われたんですが、井原市としてまだ何をするか、ふるいにかける前として一番必要なことってというのは今現状でおわかりの中で何が、締結することに、出していこうかなというお考えは少しはあると思うんですが、どういったことですか。

**企画課長（山下浩道君）** 今の地方創生なんかの政策の中で、東京一極集中の是正でありますとか、地方へ新しい人の流れをつくると、そういったことがございます。それで、広域

連携についてもこれからの井原市版の総合戦略とも複合的に連携していきまして、井原市の人口を自然増を進める、出生数を高める、あるいは健康寿命の延伸を図るといったこと、それから社会増に向けまして人口流出の抑制と人口流入の増加を図る、そういった取り組みを圏域とも連携しながら特に進めてまいりたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** それは全体の大きさの中で今言われたんですけど、全体の大きさの中でも井原市は今現在どういったことが一番懸念されるか、先ほどお言葉で出たように若者の流出が多いというふうに言われましたね。それじゃあ、若者の流出が多いのはどういったことが原因なのかということは大体の把握はとかれたと思うんです。井原市としては実際が高齢化率も上がっておりますが、若者をとめなくてはならない。であれば、定住してもらうこと、だから定住促進のような特別な窓口がこのたびできるわけですけど、今大まかなことの答えじゃなくて国の考えが地方創生とかということの中で言われましたけど、井原市として1番の課題、2番の課題、3番の課題というのがあると思うんです。それはどういったこととお考えですかということをお聞きしております。

**企画課長（山下浩道君）** どちらの圏域にも通じることですが、やはり産業振興が一番ではないかなと考えております。どちらの圏域でも今後圏域に特化した産業連関表ということで、どこの市町のものや素材がどういった町に納入されているか、あるいは仕入れをしているかといった経済の流れをつかまえていきます。そういったことを井原市の産業振興にも活用していきたいということがございます。

次に、観光振興ということで、例えば高梁川流域ビジョンの中でも美観地区内に情報発信拠点として拠点を整備します。そういった中で各市町の観光パンフレットでありますとか、特産品を置いてPRをするような形になってまいります。そういった面で井原市も人的、物的な協力も必要となってまいります。

次に、人口増というか、定住促進戦略ということで倉敷市も福山市も東京事務所を持っております。そういった中で、首都圏での定住フェア、そういったものを共同で開催して定住促進につなげていきたい、そのように考えております。

**委員（藤原浩司君）** わかりました。産業振興、定住、定住ということになれば定住は幅広く枝が出て行って医療の面とか、いろいろ居住の面とかということもあると思うんで、進めていていただきたいなと思います。そうした中で、産業振興ということになれば、要は井原市も含めた中で7市3町の中でマーケティングをしながら、マーケティングだけじゃなくしてマーケティングと我々のこの住んでおられる市民であり、また企業であり、お店である商店の方々も含めた中で、マーケティングと一緒に7市3町が動いていくよと、その中でいいところを特化して我が市は進んでいくよと、それに対して損失するようなことはないで

すよというようなお考えでよろしいですか。

**企画課長（山下浩道君）** そのとおりでございます。

**委員（藤原浩司君）** 結構です。

**委員（西村慎次郎君）** 第4条へ連携する取り組み及び役割分担ということで、別表へ一覧が書かれています。内容を見ますと、基本的に主体は倉敷市さんで井原市は受け身という形で、多分このまま進むと倉敷市さんが企画立案をして、その事業に対して井原市がそれに一緒にするかどうかという判断をしていくという流れなのかなと思ったりするんですが、先ほどのような課題を解決するためには井原市が主体となって企画立案をしていって倉敷市さんと連携していくという流れもあったほうがいいと思ってるんですけど、そういった流れっていうのはこの役割分担からは伺えなかったんですが、そこら辺のお考え方はどうなんでしょう。

**企画課長（山下浩道君）** 西村委員のおっしゃられたように、中枢都市はあくまでも倉敷市あるいは福山市でございますので、中枢都市が企画立案をして、主導的な立場、イニシアチブはとっていかれると思います。そうした中でも、井原市がぜひやっていただきたいといったことにつきましては存在感を示していきたいとは考えております。

一例ではございますけれども、高梁川流域ビジョンの中でも広報の共同発行事業というのがございます。これにつきましては、井原市から提案している事業でございます。高梁川流域圏内の10個の市町の中で年間何号になるかわかりませんが、1ページなり割いて流域圏内の市町の各イベント情報を載せ合おうということです。それによって、言うなれば普通の商業広告を頼むのと比較しましても何百万円もの広告効果があるのではないかと考えております。そういったことで、井原市にとってできる限り有利な事業、メリットが見出せるような事業は提案していき、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**委員（森下金三君）** この資料2というのをもらっとるんですが、高梁川流域成長戦略ビジョン、大体これの冊子を基本に協議していくというふうに理解すりゃええですかね。へえで新たにそれが井原市から提案し、つけ加えていけば、それへまた新たに盛り込んでいくという、基本的にはこれを中心に行くということですか。今はまだ決まってないとかというて言われたんじゃけど、これが基本になるわけですか。それをちょっと確認したい。

**企画課長（山下浩道君）** 事業メニューにつきましても、毎年度ふえたり減ったりをしてまいります。また協議によりまして各市町が予算化してまいりますと、今後補正予算なり、28年度の当初予算なり、事業化されますと事業費の中に各市町の事業費も加算されて加わってきます。そして、毎年度改定されてまいります。

**委員長（西田久志君）** この資料と言われたんですけど。

委員（森下金三君） これが基本になるんかという。

企画課長（山下浩道君） そのとおりでございます。このビジョンが基本となってまいります。事業メニュー、それから事業費につきましても毎年度見直し、改定されてまいります。

委員（森下金三君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第39号 福山市と井原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について〉

委員（森下金三君） 先ほどの高梁川流域と大体変わらんとは思うんですが、へえで確認だけしたいと思うんですが、同じことを聞くんですが、第3条にある費用分担も倉敷市との高梁川と同じような考えでいいのかということ、それと第5条の連携協約の失効を求める場合、高梁川は廃止ということになつてくるんですが、失効と廃止はちょっと意味が違うと思うんですが、その場合は条例が、失効の場合は地方自治法第96条第2項に書いてあるんですが、条例の違いというのは何でこう違うのかなということ、へえで通告したら2年間の経過が必要だという、その2年間というのは何のために経過年数をとつてくるのかということを知りたいと思うんです。

へえで、別表には高梁の分は書いてないけど、備後圏域の場合は費用分担のこれについては細かく費用が要ると、へえで費用の要らん分もあるんですけど、要は費用は倉敷と同じ考えかというふうでよろしいんかということと、あと執行と廃止の違いと、条例の違いというのはどういう意味でなつてくるんかということをお教えください。

企画課長（山下浩道君） まず、費用分担につきましては倉敷市と同じような考え方で進めてまいります。

それから、協約のつくりの違いですが、まず地方自治法で言うところの倉敷の第7条であ

ります第252条の2の第4項によるということの双方の協議、双方の合意によって廃止する場合、これは倉敷は協約の中で明文で書いてございますが、福山市のほうは書いてございません。書いてございませませんが、これは法律上当然のこととして福山市のほうは特に書いてないという、両市の考え方の違いによるものです。倉敷市はあえてきちんと書いておこうということ、福山市は双方の合意によって協約を失効させる場合は法律上当然のこととしてあえて協約には書かなくてもよいだろうということ。それでもう一つ福山市のほうだけ、一方からの通告によって失効を求める場合、こういうことも理論上はあり得るのではないかとということで念のため協約に定めておこうというのが福山市の考えによるものでございます。ということで、両市の協約の違いは両市の考え方の違いによるということでございます。

それから、通告があった日から起算して2年という目安につきましては、ほかの済みません、失礼しました。制度的に先行しております定住自立圏構想という中で既に先行して定住自立圏で協約を結んでおられる団体の例に倣って2年というものを設けておるということでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（西田久志君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈●●●●●の契約不履行に対する対応について〉

委員（藤原浩司君） 昨年、この業者さんのことに関してはこの委員会で報告いただきました。その後どういった形になられたか。工事完成高と前払い金というのを受け取られとっ

たんで、そこの仕事が前払い金のだけをしてあったかなかったかということがまだ不透明だったと思います。それを踏まえてご説明をしていただきたいと、現状どのような形で、地域住民の方に迷惑をかけると思うんで、その取り組みというか、行政側のやられたことと現状の形をご説明していただきたいなど、そのように思います。

**財政課長（渡邊聡司君）** それでは、●●●●●の契約不履行に対する12月以降の対応についてご説明申し上げます。

●●●●●と工事請負契約を締結しておりました市道柿谷線の道路改良工事において、代表取締役の交代以降、市が通知しました手続に一切応じることなく工事を中断したまま、一方的に工事請負契約の履行を放棄したことに伴い、平成26年12月9日に井原市工事請負契約約款の規定により契約を解除いたしました。

この契約解除に伴い、出来高部分につきましては受注者に対して支払う必要があるため、12月24日、市から検査員、都市建設課、財政課の職員及び前払い保証会社である西日本建設業保証株式会社の立ち会いのもと、出来高検査を行い、出来高確認書を取り交わしました。なお、●●●●●は検査への立ち会いの求めに応じることにはございませんでした。

検査の結果、出来高は640万5,480円となり、前払い金961万円との差額320万4,520円が過払い金として確定し、その額を●●●●●に請求いたしましたが納入期限までに支払いがないため、西日本建設業保証株式会社に対して過払い額を請求し、既に収納いたしております。なお、契約解除に伴う違約金240万3,000円につきましては工事請負約款に基づき、契約保証金を違約金に充当いたしております。

工事現場に残されました工事材料の撤去につきましては●●●●●に撤去通知をいたしましたが、指定期日までに撤去しなかったため市が撤去作業を発注し、市有地に搬出するとともに、指定期日までに市有地から撤去するよう通知いたしましたが撤去されないため、井原市が公売により最終処分することとしております。

なお、残工事につきましては出来高の確定後、早期完成に向けて予算繰り越し措置を講じ、1月7日に制限つき一般競争入札の公告を行い、1月28日に契約締結し、工事を行っているところです。なお、長い間全面通行どめとしておりましたが、この工事が確定以後、通行を認めておるところでございます。

**委員（藤原浩司君）** るるありがとうございます。要は全部業者側は対応ないが市のほうで全部対応されたということで、お金のほうも市のほうには全く損失はないということわかりました。一番肝心なのは地域の方々に通行どめになっておりまして、本当に地域の方々には大変ご迷惑をかけた中で市のほうも新しく工事を発注されて、1月28日から工事にかかるとということで承りました。

これは、工事1月28日、残工事のことは竣工が、3月31日までに済むんでし  
ょうか。

**財政課長（渡邊聡司君）** できるだけ早期にということでしたが、事業費もそこ  
そこございまして、年度内完成がちょっと困難であるということから、予算繰り越し措置を  
講じまして27年度にかかることとなりますけど、早期完成に向けて鋭意努力しているところ  
でございます。

**委員（藤原浩司君）** 年度を繰り越すということでもわかりました。一日も早く工事を完成  
していただいて、地域の方に安全・安心に出入りをしていただいて、道を活用していただき  
たいなと思います。

もう二度とこういうことがあってはならないと思いますんで、こういうことが今の景気の  
悪い時代ですからどうなることかわかりませんが、担当部局におかれましては業者さんの決  
算内容であるとかいろんな面をよく見た中で、いろいろな入札願等々の申請にも反映してい  
ただきたいなと、そのように思います。この件はこれで私は構いません。ほかの委員の方  
にお尋ねください。

〈なし〉

#### 〈公共施設清掃業務に対する契約不履行について〉

**委員（藤原浩司君）** 公共施設清掃業務に対する契約不履行ということでお尋ねをさせて  
ください。業者さんが資料を前もって渡しとると思うのですが、業者さんが契約不履行とな  
った原因とかということ把握させていただきたいんですが、一説に聞きますと何か破産宣  
告をされたというふうに聞いて、ここの清掃業務、4つの公共の施設をとられた方だと思  
うんですけど、とまってしまったということで、現状そういうことの説明をしていただかない  
とわからないのでお聞きします。

それと、残った業務ですよ。1月ぐらいには多分とまったんじゃないか、1月の何日か  
にはとまったんじゃないかなど。僕はわからんですけどその辺の説明と、今現状どういうふ  
うな形で契約までをされてるか。それからまた、今後このような事態が起きないような手だ  
てとして担当部局、要は公共としての手だてはどのようなことで、こういうことが起きない  
ような考えを持っておられるのかとお聞きしたいと思います。

**財政課長（渡邊聡司君）** それでは、公共施設の清掃業務等に対する契約不履行への対応  
についてご説明申し上げます。

市役所庁舎を初めといたしました公共施設10施設の清掃業務等について、●●●●●●●●●●と業務委託契約をしておりました。平成27年2月2日に同社の経営状況の悪化等により広島地方裁判所福山支部に自己破産申し立てを行ったため、契約履行が望めないと判断し2月3日付で契約を解除いたしました。

契約内容は清掃業務が井原市市役所の庁舎、井原体育館、地場産業振興センター、アクティブライフ井原、美星支所など10施設、それから建物の設備管理業務が井原市役所庁舎で、合わせて10施設11業務について業務委託契約をしておりました。

契約解除後の対応についてですが、清掃業務は契約期間である本年3月31日までの間、職員での対応が困難なため、必要最小限の業務を委託することとし、2月16日から3月31日を契約期間として契約を締結し清掃業務に当たっていただいております。なお、2月15日までの間は、臨時的措置として職員による清掃、あるいは●●●●●●の清掃員として勤務されていた方を市の臨時職員に雇用して対応したところでございます。また、市役所庁舎施設管理業務につきましては、法定点検業務である消防用設備点検を委託契約しております。

次に、再発防止に向けた対策でございますが、建設工事のように入札参加、資格審査申請には経営事項審査結果通知書の添付を求めています。物品、役務の入札審査資格審査申請においては経営状況を把握する手法がなかったのが現実であります。市の業務を請け負う業者の経営状況等を把握することは契約の履行確保のため必要なことであると考えますので、次回指名願の受け付けから財務諸表等、経営状況がわかる書類の提出を求めるなど他市の状況を参考にして検討してまいります。

さらに、業務を切れ目なく確実に履行していただくため、平成27年度から清掃及び設備管理業務委託については契約保証人の設定を義務づけたいと考えております。

**委員（藤原浩司君）** るるご説明ありがとうございました。破産宣告ということで2月2日ということで、裁判所のほうになったということでわかりました。この●●●●●●さん、たしか2年前に初めてここの清掃業務で入札に入られた業者さんというふうに財政のほうで私もお聞きしました。先ほどの説明の中で、今後の対策ということで一番最後、普通の入札されている、建設でやってる、建築であるとか、水道業務であるとかいうことは全部経営審査事項証明書をとるから経営内容はよくわかってるということで、この物品、役務に関しては何もない、ここに申請書の中の備考欄というか、全部見させていただいたんですけど、物品、役務のほうは本当に何もないような状況で申請だけで済んでおるんで、先ほど言われてましたように財務諸表であるとか、毎月の資産証明であるとか、決算書等を提出していただいて、中の内容をよく見た上で競争入札に入っていただくようにさらによく考えてい

ただきたいなど。

一番懸念されるのがここで働いておられた、清掃業務に携わっておられた方が、●●●●●●●●の従業員さんになるから市のほうが直接関係はないと思うんですが、1月の給料を全然もらってないというふうにお聞きしました。このことに関しては本当に悲しい出来事だと、市内に住んでおられる方も2人おられたように見受けました。こういうとこのことに関しては、大変業者が悪いというのは十分わかってるんですが、この市として出したお仕事ですから、この方々が給料がもらえないということに関してはどのように市のほうはお考えでしょうか。

**財政課長（渡邊聡司君）** この1月度の賃金が支払われてないという事実は確認をいたしております。そういった中で、雇用形態といいますのは会社と従業員との関係でありまして、市が直接関与する部分ではございませんけど、突然の破産手続によりまして給料が支払われてないということに対しまして、市としても大変遺憾に思っているところでございます。なお、未払いの給料につきましては今後の破産手続の中で対応はなされるものと思っておりますが、こういったことが二度と起きないように、先ほども申しあげましたように、会社の経営実態等をよく審査した上でこういった契約に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**委員（藤原浩司君）** それじゃ最後に、それこそ今こういうことが二度と起きないように取り組んでいくと言われたんで、もうこれ以上言いません。ぜひとも働いてる方々が、この井原市の庁舎なり市の施設を掃除をしていただく方々が本当に給料がもらえないというさみしいことはあってはなりません。ですから、新しく入札に入られる方、土俵に上がられる方の書類に関して、それから現状今経験を持ってやられとる方に関してもしっかりとした会社の経営内容を把握されて、初めて入札に参入されてとられた方がこういう事件を起こされたんで、今後は本当にこういうことのないようにしっかりと見きわめて、指名委員会のほうで話をしていただきたいなど、このように思います。

**委員（森下金三君）** ちょっと今の話を聞かせてもらおうんですが、この新しく契約したというんが2月1日か、3月31日、他の業者に、その●●●●●●●●というんですか、倒産して、3月31日まで契約があって、その残った期間を新しく契約したというのは全くどんな会社というんか、岡山県の会社ですか、それと●●●●●●●●の社員が掃除をしょうて、突然会社がもう倒産すりゃ当然解雇になる、その間臨時職員として雇うたということのように聞いたんです。せえで、その臨時職として雇うた場合、1日の手当てとか日当とか、何名で1日の手当てというのはどのくらいの支給額になるんですか、1人当たり。それをちょっと教えてください。

**財政課長（渡邊聡司君）** 残期間の契約期間でございますけど、これは2月16日から3月31日までを契約いたしております。この入札といいますか、見積もり合わせにつきましては清掃業務は2年を委託期間といたしております。実際現在の契約は平成25年3月に入札を行っております。この入札に参加いただいた業者のうち、現在当該業務に指名願を出されていない業者を除いた業者の方に参加をいただいて業者決定をいたしております。

それから、2月、新しい業者が決定するまでの間、臨時職員として雇用したということでございますけど、実際には市役所、地場産業振興センター、アクティブライフ井原、井原体育館、この4施設において臨時雇用をいたしました。パートさんの賃金でございますけど、1日雇用ということじゃなくして、時間単価で契約いたしております、1時間当たり市の定めによりましては870円を支払っているところでございます。

**委員（森下金三君）** 何名。

**財政課長（渡邊聡司君）** 済みません、失礼いたしました。市役所庁舎が3人、それから地場産業振興センターが1人、アクティブライフ井原が3人、井原体育館が1人でございます。

〈なし〉

**委員長（西田久志君）** ないようでございますので、本件については終わります。

以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

**副市長（三宅生一君）** 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始熱心にご議論いただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見、ご提言につきましては必ずや行政に反映していきたいというふうに思います。

さて、この冬のインフルエンザでありますけど猛威を振るっておりました。去る5日、この警報が解除されましたが、今後とも予断を許さないという状況だろうというふうに思っております。なおかつ三寒四温ということで天候も不順であります。気温の差も激しいと思っておりますが、委員の皆様方にはいずれもご自愛され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し

上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

委員長（西田久志君） 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでした。

〈議会への提案〉

〈回答案について協議〉

・番号1

〈決定〉

・番号2

〈決定〉

・番号3

〈決定〉

〈議長あいさつ〉

委員長（西田久志君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

## 議会への提案について

### ・番号1

回収場所	記入日	内 容
美星公民館	12月9日	運動会、マラソンその他の行事について選手になっていても、大会役員、来賓などの駐車場は有るが市民選手等が1時間位駐車するのに駐車場がない為、小学校、青山の方へ行かなければなりませんので立体駐車場を作っては？

### 回答(案)

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

ご提案をいただきました件につきまして、本市の担当課へ提案内容をお伝えしたところ、「井原運動公園では、年間を通して様々な行事(大会)が開催され、行事(大会)によっては、公園内の駐車場のみでは不足する場合もあるのが現状です。そのような中、立体駐車場を作ってはどうかのご提案でございますが、立体駐車場ということになりますと、井原運動公園内ではB&G井原海洋センター上の駐車場(60台収容)に限られてくると考えられます。しかし、立体にするには周りに桜の木があり有効な収容面積を確保することが難しく、また、多大な工事費も必要となることも考えられることから、現段階では、現状でご利用いただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。」との回答をいただいておりますのでご了承願います。

今後も、お気づきの点等がございましたら、市役所担当課もしくは市議会へご提案をいただきますようよろしくお願いいたします。

### ・番号2

回収場所	記入日	内 容
市役所1階	1月5日	財源確保の新たな試みとして、井原運動公園の命名権の募集をしてみてもどうでしょうか。 応募条件は(参考意見です) ①契約期間3年以上 ②ネーミングライツ料年40万円以上 (広島県三原市の運動公園は年50万円で決定しそうと中国新聞にのっていました)

### 回答(案)

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

ご提案をいただきました件につきまして、本市の担当課へ提案内容をお伝えしたところ、「命

名権につきましては、公共施設の管理運営費を確保する手段のひとつとして導入されている事例があることは承知しております。施設側にとっては安定収入が得られ、命名権購入側にとっては命名した名称が露出する機会を得られ宣伝、認知度向上などの効果が見込まれます。しかし、税金で建設された公共施設を一私企業の名称に変更することは、公共イメージが損なわれたり、比較的短い間隔で別の名称に変わることや新しい名称がなかなか定着せず、旧称を併記した結果、契約違反に問われたりなど問題点もあり、命名権の使用が進んでいないのが現状です。したがって、今後研究課題とさせていただきたいと考えております。」との回答をいただいておりますのでご了承願います。

今後、お気づきの点等がございましたら、市役所担当課もしくは市議会へご提案をいただきますようよろしくお願いいたします。

・番号3

回収場所	記入日	内 容
市役所 1 階	1 月 7 日	井原市検定の実施。井原市民はもとより、市内外の人にも井原を広く知ってもらえる機会になる。難しくなく、程よく易しくなくのレベルで行う。田中美術館を始め多くの施設の入場者も増えるのではないのでしょうか。それに依り宿泊者も増加？100 ページ前後のテキストを作る。

回答(案)

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

ご提案をいただきました件につきましては、昨年6月定例市議会の一般質問におきまして、議員から同じ内容の質問があり、「本市におきましては、ご当地検定ではございませんが平成18年度から生涯学習の集い・まなびフェスタ in いばらの中で、22年度までは「いばら検定」、23年度からは「いばらクイズ」と題してこれまで実施いたしております。これは、まなびフェスタの参加者に自分たちが住んでいる地域に関する理解を深めていただくことと公開講座の一部として実施しているもので、合格、不合格や等位を競うものではなく、どなたでも参加できるレクリエーションの一つとして行っているものでございます。財団法人地域活性化センターの調べによりますと、以前は全国で200件を超えるご当地検定がありましたが、現在多くのところが受検者数も減少していると聞いております。検定後の合格者の活用方法や官民が一体となり経済波及効果を生み出す仕組みづくりができないと、一過性のブームで終わるおそれもあります。したがって、市独自の井原検定は考えておりませんが、民間団体等において実施を検討されるなら、市として支援をしてまいりたいと考えております。」との答弁がなされていますのでご了承願います。

今後、お気づきの点等がございましたら、市役所担当課もしくは市議会へご提案をいただきますようよろしくお願いいたします。